

規程変更の公告について

当健康保険組合の「財産管理規程」の変更について、下記のとおり近畿厚生局長へ届出を行いましたので公告します。

記

1. 変更する規程

・財産管理規程

2. 変更内容

別紙「新旧条文対照表」のとおり変更する。

3. 改正年月日

令和5年 2月14日

4. 変更理由

「健康保険組合予算編成基準」(昭和35年11月4日保発第66号)の改正により、備品等の固定資産台帳の管理等における経理事務の取扱いが変更されたことから、本規程を改正するものである。

以 上

令和5年 2月21日
関西電力健康保険組合
理事長 坂田 道哉

財産管理規程 新旧条文対照表

新	旧
第1章 総 則	第1章 総 則
(目 的)	(目 的)
第1条 この規程は関西電力健康保険組合の所有する財産（以下「組合財産」という。）の適正かつ良好な管理を図ることを目的とする。	第1条 この規程は関西電力健康保険組合の所有する財産（以下「組合財産」という。）の適正かつ良好な管理を図ることを目的とする。
(他の法令との関係)	(他の法令との関係)
第2条 組合財産の管理については、 <u>関係法令及び関係通知並びに</u> 組合規約に定めるものの <u>ほか</u> 、この規程の定めるところによるものとする。	第2条 組合財産の管理については、 <u>健康保険法、健康保険法施行令、健康保険法施行規則および関係通達ならびに</u> 組合規約に定めるものの <u>他</u> 、この規程の定めるところによるものとする。
<u>(規程の変更)</u>	<u>(新設)</u>
<u>第2条の2 この規程を変更する場合は、組合会の議決によらなければならない。</u>	
(財産の分類 <u>及び</u> 定義)	(財産の分類 <u>および</u> 定義)
第3条 この規程において財産とは、次に掲げるものをいう。	第3条 この規程において財産とは、次に掲げるものをいう。
<ul style="list-style-type: none"> <u>一</u> 支払余裕金 <u>二</u> 準備金 <u>三</u> 任意積立金 <ul style="list-style-type: none"> <u>イ</u> 別途積立金 <u>ロ</u> 退職積立金 <u>四</u> 固定資産 <ul style="list-style-type: none"> <u>イ</u> 有形固定資産（準備金で保有する土地・建物を除く。） <ul style="list-style-type: none"> <u>(1)</u> 土 地 <u>(2)</u> 建 物 <u>(3)</u> 構築物 <u>(4)</u> 機械器具・装置 <u>(5)</u> 備 品 <u>(事務所においてその用に供する耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上のものに限る)</u> <u>(6)</u> 車輛<u>及び</u>運搬具 <u>ロ</u> 無形固定資産 <ul style="list-style-type: none"> <u>(1)</u> 温泉受給権 <u>(2)</u> 電話加入権 <u>(3)</u> 借地権、借家権 	<ul style="list-style-type: none"> <u>1.</u> 支払余裕金 <u>2.</u> 準備金 <u>3.</u> 任意積立金 <ul style="list-style-type: none"> <u>(1)</u> 別途積立金 <u>(2)</u> 退職積立金 <u>4.</u> 固定資産 <ul style="list-style-type: none"> <u>(1)</u> 有形固定資産（準備金で保有する土地・建物を除く。） <ul style="list-style-type: none"> <u>①</u> 土 地 <u>②</u> 建 物 <u>③</u> 構築物 <u>④</u> 機械器具・装置 <u>⑤</u> 備 品（1品又は1組の取得価格が10万円未満のものを除く。） <u>⑥</u> 車輛および運搬具 <u>(2)</u> 無形固定資産 <ul style="list-style-type: none"> <u>①</u> 温泉受給権 <u>②</u> 電話加入権 <u>③</u> 借地権、借家権

財産管理規程 新旧条文対照表

<p><u>(4)</u> 水利権</p> <p><u>ハ</u> 有価証券等（準備金、任意積立金等で保有する有価証券を除く。）</p> <p><u>(1)</u> 出 資 金</p> <p><u>(2)</u> 保 証 金</p> <p><u>(3)</u> その他（敷金等）</p> <p>（重要財産）</p> <p>第4条 前条に掲げる財産のうち、次のものは重要財産とする。</p> <p><u>一</u> 準 備 金</p> <p><u>二</u> 別途積立金</p> <p><u>三</u> 土 地</p> <p><u>四</u> 建 物</p> <p><u>五</u> 土地及び建物を除く固定資産（耐用年数が経過したものを除く。）で、その時価評価額が50万円以上のもの。</p> <p>第 2 章 管 理 の 責 任</p> <p>（管理責任者）</p> <p>第5条 財産の管理責任者は理事長とする。</p> <p><u>2 理事長は常務理事に財産の管理事務を行わせることができる。</u></p> <p>（保管責任者）</p> <p>第6条 <u>理事長は財産の保管責任者として事務長を指名し、固定資産の維持及び保全にあたらせるものとする。</u></p> <p>2 保管責任者は、<u>その所管する</u>固定資産の維持<u>及び</u>保全について常に責任をもって点検し、原形・原能力を維持するよう整備しておかなければならない。</p> <p>（管理の義務）</p> <p>第7条 財産管理に関する事務を行うものは、善良な管理者の注意をもって、その事務を行わなければならない。</p> <p>第 3 章 管 理</p> <p>（支払余裕金）</p> <p>第8条 支払余裕金は、現金・預金又は貯金によって保有しなければならない。</p>	<p><u>④</u> 水利権</p> <p><u>(3)</u> 有価証券等（準備金、任意積立金等で保有する有価証券を除く。）</p> <p><u>①</u> 出 資 金</p> <p><u>②</u> 保 証 金</p> <p><u>③</u> 電信、電話債券</p> <p><u>④</u> その他（敷金等）</p> <p>（重要財産）</p> <p>第4条 前条に掲げる財産のうち、次のものは重要財産とする。</p> <p><u>1.</u> 準 備 金</p> <p><u>2.</u> 別途積立金</p> <p><u>3.</u> 土 地</p> <p><u>4.</u> 建 物</p> <p><u>5.</u> 土地および建物を除く固定資産（耐用年数が経過したものを除く。）で、その時価評価額が50万円以上のもの。</p> <p>第 2 章 管 理 の 責 任</p> <p>（管理責任者）</p> <p>第5条 財産の管理責任者は理事長とする。</p> <p>（保管責任者）</p> <p>第6条 <u>組合財産の保管責任者は、常務理事とする。</u></p> <p>2 保管責任者は、所管する固定資産の<u>維持保全</u>について常に責任をもって点検し、原形・原能力を維持するよう整備しておかなければならない。</p> <p>（管理の義務）</p> <p>第7条 財産管理に関する事務を行うものは、善良な管理者の注意をもって、その事務を行わなければならない。</p> <p>第 3 章 管 理</p> <p>（支払余裕金）</p> <p>第8条 支払余裕金は、現金・預金又は貯金によって保有しなければならない。</p>
--	--

財産管理規程 新旧条文対照表

<p>2 前項の規定にかかわらず、支払いに支障のない範囲において、金銭信託又は委託金によって保有できるものとする。</p> <p>3 翌日に繰越す手持現金は、20万円以下とする。 (準備金)</p> <p>第9条 準備金を規約第48条第11号の土地・建物で保有するときは、あらかじめ予算科目を設定し、組合会の議決後、監督庁への予算の届出後に行うものとする。 (有価証券)</p> <p>第10条 有価証券(金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券をいう。)は、銀行又は信託会社に<u>保護預り契約</u>をし、<u>又は</u>登録機関に登録するものとする。</p> <p>2 有価証券のうち記名式とされるものは、全て記名しておくものとする。 (損害保険の付保)</p> <p>第11条 財産のうち、<u>必要と認められる</u>ものは損害保険に付しておくものとする。 (不動産)</p> <p>第12条 不動産は登記をし、かつ土地については、常時その境界を明らかにしておかなければならない。 (積立金台帳)</p> <p>第13条 諸積立金は、積立金台帳を備え、これをもって整理しなければならない。ただし、第9条によって保有する準備金については固定資産台帳を準用する。 (固定資産台帳)</p> <p>第14条 <u>第3条に定める固定資産については、次に掲げる固定資産台帳を設け整理しなければならない。</u></p> <p><u>一</u> 土地・・・土地台帳(様式第1号)</p> <p><u>二</u> 建物・・・建物台帳(様式第2号)</p> <p><u>三</u> 備品・・・備品台帳(様式第3号)</p> <p><u>四</u> その他有形固定資産・・・その他有形固定資産台帳(様式第4号)</p> <p><u>五</u> 無形固定資産・・・無形固定資産台帳(様式第5号)</p> <p>(固定資産台帳の記帳)</p> <p>第15条 固定資産台帳には、次に掲げる事項を記帳するものとする。ただし、固定資産の性質によりその記載事項の一部を省略することができる。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、支払いに支障のない範囲において、金銭信託又は委託金によって保有できるものとする。</p> <p>3 翌日に繰越す手持現金は、20万円以下とする。 (準備金)</p> <p>第9条 準備金を規約第48条第12号の土地・建物で保有するときは、あらかじめ予算科目を設定し、組合会の議決後、監督庁への予算の届出後に行うものとする。 (有価証券)</p> <p>第10条 有価証券(金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券をいう。)は、銀行<u>または</u>信託会社に<u>保護預け</u>をし、<u>または</u>登録機関に登録するものとする。</p> <p>2 有価証券のうち記名式とされるものは、全て記名しておくものとする。 (損害保険の付保)</p> <p>第11条 財産のうち、<u>理事長が必要と認める</u>ものは損害保険に付しておくものとする。 (不動産)</p> <p>第12条 不動産は登記をし、かつ土地については、常時その境界を明らかにしておかなければならない。 (積立金台帳)</p> <p>第13条 諸積立金は、積立金台帳を備え、これをもって整理しなければならない。ただし、第9条によって保有する準備金については固定資産台帳を準用する。 (固定資産台帳)</p> <p>第14条 固定資産を<u>管理するため、次に掲げる固定資産台帳を設け整理するものとする。</u></p> <p><u>(1)</u> 土地・・・土地台帳(様式第1号)</p> <p><u>(2)</u> 建物・・・建物台帳(様式第2号)</p> <p><u>(3)</u> 備品・・・備品台帳(様式第3号)</p> <p><u>(4)</u> その他有形固定資産・・・その他有形固定資産台帳(様式第4号)</p> <p><u>(5)</u> 無形固定資産・・・無形固定資産台帳(様式第5号)</p> <p>(固定資産台帳の記帳)</p> <p>第15条 固定資産台帳には、次に掲げる事項を記帳するものとする。ただし、固定資産の性質によりその記載事項の一部を省略することができる。</p>
--	--

財産管理規程 新旧条文対照表

<p><u>一</u> 固定資産の名称及び資産整理番号、<u>配置場所</u></p> <p><u>二</u> 取得年月日、取得の内容及び買入先</p> <p><u>三</u> 取得価額及び帳簿価額並びに単価</p> <p><u>四</u> 減価償却の方法・耐用年数・償却額・償却累計額・償却年月日・評価先</p> <p><u>五</u> 製作所・建設業者名・容量・寸法・能力・規格・構造又は内容</p> <p><u>六</u> 使用又は保管の場所及び用途</p> <p><u>七</u> 移管・転用・滅失・増設事項</p> <p><u>八</u> 保険付保額</p> <p><u>九</u> 確認年月日・<u>確認者</u></p> <p><u>十</u> その他必要と認める事項 (確認)</p> <p>第16条 <u>理事長又は常務理事は財産を</u>毎年度1回以上台帳と照合し、その結果を明らかにするため台帳に確認年月日<u>並びに</u>確認者を<u>記録</u>する。</p> <p>(財産目録)</p> <p>第17条 支払余裕金は<u>理事長の責任において管理し、</u>財産目録には登載を要しない。</p> <p>第4章 取得<u>及び</u>取得価額 (取得)</p> <p>第18条 取得とは固定資産の新設・購入・譲受<u>及び</u>交換<u>並びに</u>拡張<u>又は</u>移転、改善をいう。</p> <p>2 固定資産の取得は、<u>理事長の承認を得て</u>行うものとする。</p> <p>(土地の取得価額)</p> <p>第19条 土地の取得価額には、購入価額のほか、仲介手数料等の付随費用（ただし、不動産取得税等の租税公課等を除く。）を含むものとする。</p> <p>(建物の取得価額)</p> <p>第20条 建物の取得価額は次の各号による。</p> <p><u>一</u> 購入の場合は購入価額に、仲介手数料等の付随費用（ただし、不動産取得税等の租税公課等を除く。）を加えるものとする。</p> <p><u>二</u> 建築の場合は請負費（電気・ガス・冷暖房・照明・通風・給排水設備等の諸設備を含む。）に、設計製図費・監督費等の付随費用（ただし、不動産取得税等の租</p>	<p><u>(1)</u> 固定資産の名称<u>および</u>資産番号、<u>所在地</u></p> <p><u>(2)</u> 取得年月日、取得の内容<u>および</u>取得先</p> <p><u>(3)</u> 取得価額および帳簿価額<u>ならびに</u>単価</p> <p><u>(4)</u> 減価償却の方法・耐用年数・償却額・償却累計額・償却年月日・評価先</p> <p><u>(5)</u> 製作所・建設業者名・容量・寸法・能力・規格・構造または内容</p> <p><u>(6)</u> 使用<u>または</u>保管の場所<u>および</u>用途</p> <p><u>(7)</u> 移管・転用・滅失・増設事項</p> <p><u>(8)</u> 保険付保額</p> <p><u>(9)</u> 確認年月日・<u>確認者印</u></p> <p><u>(10)</u> その他必要と認める事項 (確認)</p> <p>第16条 財産は<u>毎年度1回以上</u>台帳と照合し、その結果を明らかにするため台帳に確認年月日<u>ならびに</u>確認者<u>印の押捺を受けるもの</u>とする。</p> <p>(財産目録)</p> <p>第17条 支払余裕金<u>については、</u>財産目録には登載を要しない。</p> <p>第4章 取得<u>および</u>取得価額 (取得)</p> <p>第18条 取得とは固定資産の新設・購入・譲受<u>および</u>交換<u>ならびに</u>拡張<u>または</u>移転、改善をいう。</p> <p>2 固定資産の取得は<u>理事長の承認を得たのちに</u>行うものとする。</p> <p>(土地の取得価額)</p> <p>第19条 土地の取得価額には、購入価額のほか、仲介手数料等の付随費用（ただし、不動産取得税等の租税公課等を除く。）を含むものとする。</p> <p>(建物の取得価額)</p> <p>第20条 建物の取得価額は次の各号による。</p> <p><u>(1)</u> 購入の場合は購入価額に、仲介手数料等の付随費用（ただし、不動産取得税等の租税公課等を除く。）を加えるものとする。</p> <p><u>(2)</u> 建築の場合は請負費（電気・ガス・冷暖房・照明・通風・給排水設備等の諸設備を含む。）に、設計製図費・監督費等の付随費用（ただし、不動産取得税等の租</p>
---	--

財産管理規程 新旧条文対照表

<p>税公課等を除く。)を加えるものとする。</p> <p>(構築物又は装置の取得価額)</p> <p>第21条 構築物<u>又は</u>装置の取得価額は前条に準じて取扱う。</p> <p>(機械器具の取得価額)</p> <p>第22条 機械器具の取得価額には、原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含める。</p> <p>(備品の取得価額)</p> <p>第23条 備品の取得価額には、原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含める。</p> <p>(温泉受給権の取得価額)</p> <p>第24条 温泉受給権の取得価額は温泉の受給権利金額とする。</p> <p>2 温泉に引用するための温泉タンク、給排水管等の価額は取得価額に加え、有形固定資産構築物へ計上する。</p> <p>(電話加入権の取得価額)</p> <p>第25条 電話加入権の取得価額は加入料<u>及び</u>設備料等架設に必要な費用とする。</p> <p>(借地権・借家権の取得価額)</p> <p>第26条 借地権・借家権の取得価額は他人の土地、建物を使用する権利金額とする。</p>	<p>税公課等を除く。)を加えるものとする。</p> <p>(構築物<u>または</u>装置の取得価額)</p> <p>第21条 構築物<u>または</u>装置の取得価額は第20条に準じて取扱う。</p> <p>(機械器具の取得価額)</p> <p>第22条 機械器具の取得価額には、原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含める。</p> <p>(備品の取得価額)</p> <p>第23条 備品の取得価額には、原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含める。</p> <p>(温泉受給権の取得価額)</p> <p>第24条 温泉受給権の取得価額は温泉の受給権利金額とする。</p> <p>2 温泉に引用するための温泉タンク、給排水管等の価額は取得価額に加え、有形固定資産構築物へ計上する。</p> <p>(電話加入権の取得価額)</p> <p>第25条 電話加入権の取得価額は加入料<u>および</u>設備料等架設に必要な費用とする。</p> <p><u>2 権利取得にあたり電話公債の引受費は、引受期間終了時まで是有価証券として金員に計上する。</u></p> <p><u>3 自己所有の電話交換機械等の価額または費用は電話加入権の取得価額に加え、有形固定資産機械器具へ計上する。</u></p> <p>(借地権・借家権の取得価額)</p> <p>第26条 借地権・借家権の取得価額は他人の土地、建物を使用する権利金額とする。</p>
<p>第5章 改善<u>及び</u>修繕</p> <p>(改善費)</p> <p>第27条 固定資産の価値能力を増加し、<u>又は</u>使用可能期間を延長させるために要する費用は改善費とし、当該固定資産の評価替を行いその金額を帳簿価額とする。</p> <p>2 固定資産が改善によりその価値能力は増加したときであっても、改善に際してその一部を取り壊した場合はその部分の価額を見積り、これを当該固定資産の帳簿価額から控除するものとする。</p> <p>(修繕費)</p> <p>第28条 固定資産の価値、原能力を維持するために要</p>	<p>第5章 改善<u>および</u>修繕</p> <p>(改善費)</p> <p>第27条 固定資産の価値能力を増加し、<u>または</u>使用可能期間を延長させるために要する費用は改善費とし、当該固定資産の評価替を行いその金額を帳簿価額とする。</p> <p>2 固定資産が改善によりその価値能力は増加したときであっても、改善に際してその一部を取り壊した場合はその部分の価額を見積り、これを当該固定資産の帳簿価額から控除するものとする。</p> <p>(修繕費)</p> <p>第28条 固定資産の価値、原能力を維持するために要</p>

財産管理規程 新旧条文対照表

<p>する費用<u>及び</u>部分的破損により現状に回復するために要する費用は修繕費とし、当該固定資産の帳簿価額には加えない。</p> <p>(用途変更、移設<u>及び</u>移築)</p> <p>第29条 固定資産の用途を変更し移設<u>又は</u>移築をするために要した費用は、第27条第1項に準じて取扱う。</p> <p>(災害等による損傷固定資産の復旧費)</p> <p>第30条 固定資産が災害により損傷した場合は、被害の程度が軽微<u>又は</u>被害の程度が比較的軽いものについての復旧費用は、<u>全額</u>修繕費とみなし第28条に準じて取扱う。</p> <p>2 被害の程度が大きく、資産としての利用価値を喪失した状態となったものについての復旧費用のうち、次に掲げるものは修繕費とし、その他の費用は改善費とする。</p> <p><u>一</u> 被害現場の跡片付け費用</p> <p><u>二</u> 外装の復旧、塗装<u>及び</u>ガラスの装入等の費用</p> <p><u>三</u> 作業仮小屋、足場組立の費用</p> <p><u>四</u> 復旧材料運搬等の費用</p> <p><u>五</u> 補助部分品等の費用</p> <p><u>六</u> 前各号に類する費用</p>	<p>する費用<u>および</u>部分的破損により現状に回復するために要する費用は修繕費とし、当該固定資産の帳簿価額には加えない。</p> <p>(用途変更、移設<u>および</u>移築)</p> <p>第29条 固定資産の用途を変更し移設<u>または</u>移築をするために要した費用は第27条第1項に準じて取扱う。</p> <p>(災害等による損傷固定資産の復旧費)</p> <p>第30条 固定資産が災害により損傷した場合は、被害の程度が軽微<u>または</u>被害の程度が比較的軽いものについての復旧費用は<u>全額</u>修繕費とみなし第28条に準じて取扱う。</p> <p>2 被害の程度が大きく、資産としての利用価値を喪失した状態となったものについての復旧費用のうち、次に掲げるものは修繕費とし、その他の費用は改善費とする。</p> <p><u>(1)</u> 被害現場の跡片付け費用</p> <p><u>(2)</u> 外装の復旧、塗装<u>および</u>ガラスの装入等の費用</p> <p><u>(3)</u> 作業仮小屋、足場組立の費用</p> <p><u>(4)</u> 復旧材料運搬等の費用</p> <p><u>(5)</u> 補助部分品等の費用</p> <p><u>(6)</u> 前各号に類する費用</p>
<p>第6章 減価償却</p> <p>(減価償却)</p> <p>第31条 減価償却とは、固定資産の取得価額及び耐用年数に基づいて減価償却額を算出し、当該固定資産の取得価額を継続的に減額し、適正な時価評価を行うことをいう。</p> <p>(準備金である建物の減価償却)</p> <p>第32条 準備金を規約第48条第<u>11</u>号の規定に基づき建物で保有するときは、毎年度未定額法により減価償却を行うものとする。この場合における減価償却額の計算は次の算式によることとし、耐用年数経過時点で1円まで償却することとする。</p> <p>減価償却額＝取得価額÷耐用年数</p> <p>2 前項の減価償却を行うときは、償却額を毎年度支出予算に計上して準備金に繰入れるものとする。</p> <p>3 減価償却が終了したときは、当該資産について時価</p>	<p>第6章 減価償却</p> <p>(減価償却)</p> <p>第31条 減価償却とは、固定資産の取得価額及び耐用年数に基づいて減価償却額を算出し、当該固定資産の取得価額を継続的に減額し、適正な時価評価を行うことをいう。</p> <p>(準備金である建物の減価償却)</p> <p>第32条 準備金を規約第48条第<u>12</u>号の規定に基づき建物で保有するときは、毎年度未定額法により減価償却を行うものとする。この場合における減価償却額の計算は次の算式によることとし、耐用年数経過時点で1円まで償却することとする。</p> <p>減価償却額＝取得価額÷耐用年数</p> <p>2 前項の減価償却を行うときは、償却額を毎年度支出予算に計上して準備金に繰入れるものとする。</p> <p>3 減価償却が終了したときは、当該資産について時価</p>

財産管理規程 新旧条文対照表

<p>評価を行ない、これを固定資産に組み入れるものとする。</p> <p>(準備金以外の固定資産の減価償却)</p> <p>第33条 土地を除く準備金以外の固定資産のうち、耐用年数が1年以上かつ取得価額が10万円以上のもの(償却資産)については、毎年度定額法により減価償却を行うものとする。耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満のもの(少額資産)については、取得時に取得価額の全額を償却するものとする。</p> <p>2 前項の減価償却にあたっては、前条第1項の規定を準用するものとする。</p> <p>3 事業年度の途中において取得した固定資産の当該年度の償却額は前項により算出した額に</p> $\frac{\text{取得から年度末までの月数(端数は切り上げ)}}{12}$ <p>を乗じた額とする。</p> <p>(土地等の時価評価)</p> <p>第34条 準備金として保有している土地等の帳簿価額が、時価と著しく乖離していると認められるときは、不動産鑑定士による鑑定等により、再評価を行い、台帳及び財産目録の価額の修正を行うものとする。</p> <p>(耐用年数)</p> <p>第35条 第32条及び第33条により減価償却をする場合における耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)」の定めるところによる。</p> <p>(中古固定資産の耐用年数)</p> <p>第36条 中古固定資産を取得し、その耐用年数を見積る場合は以下による。なお、見積った結果、当該耐用年数が2年未満の場合は、2年とする。</p> <p>法定耐用年数の一部を経過したもの=法定耐用年数-経過年数</p> <p>(臨時償却)</p> <p>第37条 不慮の災害若しくは経済状態の悪化にともな</p>	<p>評価を行ない、これを固定資産に組み入れるものとする。</p> <p>(準備金以外の固定資産の減価償却)</p> <p>第33条 土地を除く準備金以外の固定資産のうち、耐用年数が1年以上かつ取得価額が10万円以上のもの(償却資産)については、毎年度定額法により減価償却を行うものとする。耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満のもの(少額資産)については、取得時に取得価額の全額を償却するものとする。</p> <p>2 前項の減価償却にあたっては、前条第1項の規定を準用するものとする。</p> <p>3 事業年度の途中において取得した固定資産の当該年度の償却額は前項により算出した額に</p> $\frac{\text{取得から年度末までの月数(端数は切り上げ)}}{12}$ <p>を乗じた額とする。</p> <p>(土地等の時価評価)</p> <p>第34条 準備金として保有している土地等の帳簿価額が、時価と著しく乖離していると認められるときは、不動産鑑定士による鑑定等により、再評価を行い、台帳および財産目録の価額の修正を行うものとする。</p> <p>(耐用年数)</p> <p>第35条 第32条および第33条により減価償却をする場合における耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)」の定めるところによる。</p> <p>(中古固定資産の耐用年数)</p> <p>第36条 中古固定資産を取得し、その耐用年数を見積る場合は以下による。なお、見積った結果、当該耐用年数が2年未満の場合は、2年とする。</p> <p>法定耐用年数の一部を経過したもの=法定耐用年数-経過年数</p> <p><u>(耐用年数の端数整理)</u></p> <p><u>第37条 固定資産の耐用年数計算に際して1年未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、前条に該当するものを除く。</u></p> <p>(臨時償却)</p> <p>第38条 不慮の災害もしくは経済状態の悪化にともな</p>
---	--

財産管理規程 新旧条文対照表

<p>い、有形固定資産の価値が著しく減少し、その減少が長期間にわたるか、<u>又は</u>回復の見込がないときは、その損失の程度を見積り、臨時償却を行うものとする。</p> <p>2 前項の償却を行うときは、理事長の承認を得て組合会に報告するものとする。</p>	<p>い、有形固定資産の価値が著しく減少し、その減少が長期間にわたるか、<u>または</u>回復の見込がないときは、その損失の程度を見積り、臨時償却を行うものとする。</p> <p>2 前項の償却を行うときは、理事長の承認を得て組合会に報告するものとする。</p>
<p style="text-align: center;">第 7 章 処 分</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 処 分</p>
<p style="text-align: center;">(重要財産の処分)</p>	<p style="text-align: center;">(重要財産の処分)</p>
<p>第<u>38</u>条 重要財産である土地、建物（耐用年数が経過したものを除く）の売却・交換・譲渡・<u>又は</u>廃棄を行うときは、組合会の議決を経て監督庁の認可を受けなければならない。</p>	<p>第<u>39</u>条 重要財産である土地、建物（耐用年数が経過したものを除く）の売却・交換・譲渡・<u>または</u>廃棄を行うときは、組合会の議決を経て監督庁の認可を受けなければならない。</p>
<p>2 準備金（土地、建物で保有するものを除く。）<u>及び</u>別途積立金<u>並び</u>に土地及び建物を除く固定資産（耐用年数が経過したものを除く）で、その時価評価価額が<u>50万円</u>以上のものの売却・交換・譲渡・廃棄<u>又は</u>取り崩しを行うときは、組合会の議決を経なければならない。</p>	<p>2 準備金（土地、建物で保有するものを除く。）<u>および</u>別途積立金<u>ならび</u>に土地及び建物を除く固定資産（耐用年数が経過したものを除く）で、その時価評価価額が<u>50万円</u>以上のものの売却・交換・譲渡・廃棄<u>または</u>取り崩しを行うときは、組合会の議決を経なければならない。</p>
<p style="text-align: center;">(再評価)</p>	<p style="text-align: center;">(再評価)</p>
<p>第<u>39</u>条 固定資産（準備金で保有する土地、建物を含む。）を処分するときは、評価能力のある者に命じ、<u>又は</u>委嘱して時価評価を行い処分価額の妥当性を<u>検証</u>しなければならない。</p>	<p>第<u>40</u>条 固定資産（準備金で保有する土地、建物を含む。）を処分するときは、評価能力のある者に命じ、<u>または</u>委嘱して時価評価を行い処分価額の妥当性を<u>証</u>しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">(固定資産の処分)</p>	<p style="text-align: center;">(固定資産の処分)</p>
<p>第<u>40</u>条 固定資産（第39条に該当するものを除く。）を処分するときは、理事会の承認を得て行うものとする。ただし、帳簿価額50万円未満の機械器具・装置・備品<u>及び</u>車両<u>並び</u>に再評価額が50万円未満の無形固定資産であって、緊急を要するものについては理事長の承認を得て処分することができる。</p>	<p>第<u>41</u>条 固定資産（第39条に該当するものを除く。）を処分するときは、理事会の承認を得て行うものとする。ただし、帳簿価額50万円未満の機械器具・装置・備品<u>および</u>車両<u>ならび</u>に再評価額が50万円未満の無形固定資産であって、緊急を要するものについては理事長の承認を得て処分することができる。</p>
<p>2 前項のただし書による場合は理事会に報告するものとする。</p>	<p>2 前項のただし書による場合は理事会に報告するものとする。</p>
<p style="text-align: center;">(除 却)</p>	<p style="text-align: center;">(除 却)</p>
<p>第<u>41</u>条 固定資産を譲渡<u>又は</u>売却処分したときは、その金額を当該年度一般会計の不用財産売却代の科目に収入し、当該固定資産の帳簿価額を除却するものとする。</p>	<p>第<u>42</u>条 固定資産を譲渡<u>または</u>売却処分したときは、その金額を当該年度一般会計の不用財産売却代の科目に収入し、当該固定資産の帳簿価額を除却するものとする。</p>
<p>2 固定資産を廃棄処分したときは残存価額を廃棄損とし、該当固定資産の帳簿価額を除却するものとする。</p>	<p>2 固定資産を廃棄処分したときは残存価額を廃棄損とし、該当固定資産の帳簿価額を除却するものとする。</p>
<p>3 前各号により生じた差益、差損については理事会に</p>	<p>3 前各号により生じた差益、差損については理事会に</p>

財産管理規程 新旧条文対照表

<p>報告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成29年9月1日から施行する。</p> <p>従前の固定資産管理規定は廃止する。</p> <p><u>附 則（令和5年2月14日）</u></p> <p><u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>報告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成29年9月1日から施行する。</p> <p>従前の固定資産管理規定は廃止する。</p>
--	---

